

## 第19回専門委員会における指摘事項への対応

分類	指摘事項・意見	対応
地下水における 検出状況	<p>資料に掲載されているのは検出状況は概況調査のみだが、今後、地下水浄化基準値を見直すにあたって、継続監視調査においてはどの程度検出されているか、情報を整理しておくべき。</p> <p>また、地下水の汚染には土壌の汚染が密接に関わっているため、土壌環境基準を超過している地点がどの程度あるかについても、関連情報として整理しておく方が良いのではないか。</p>	資料3(p12) 及び参考資料2-2(p2) により示す。
排水中からの 除去技術	<p>揮散法においては、別途排ガス処理が必要であるとの記載があるが、実態としてはどうなっているか。</p> <p>また、活性汚泥処理法と揮散法を組み合わせた処理を行っている場合に、どのような工程・順序になっているか。(①揮散法によるVOCの除去 ⇒ ②活性汚泥法による有機汚濁物質の処理、という順番になっているのか?)</p>	参考資料2-1により示す。
上乗せ排水基準 の設定状況	<p>福島県、大阪府、熊本県の3自治体が、現行の排水基準値(0.3mg/L)の1/10(0.03mg/L)という厳しい設定をしているが、どういう背景でこのような設定をしているのか。</p>	<p>各自治体に尋ねたところ、以下のように回答。</p> <p>【福島県】 公共用水域又は地下水を水源とする水道水質の保全を図る観点から、条例に基づき指定する「特別排水規制水域」および「地下水質保全特別区域」を対象として、水濁法による浄化基準を考慮した排水基準を設定している。ただし、現在のところ指定された水域なし。</p> <p>【大阪府】 水道水源の安全性を確保するため、上水道水源地域に排水するすべての特定事業場に対し、環境基準並みの排水基準を適用している。</p> <p>【熊本県】 県内に、上水の水源をほぼ100%地下水に依存する地域があり、地下水への有害物質の影響(河川等からの地下浸透)を抑制するため、公共用水域全域を対象として、水道水質基準に合わせた排水基準を設定している。</p>
マテリアルフロー	<p>マテリアルフロー中で、「その他」の占める割合が大きいが、「その他」の中身は何か。</p>	<p>PRTR制度の届出対象外である、常時使用する従業員数が20人以下、又は対象化学物質の年間取扱量が1トン未満の事業者等からの排出量が含まれる。平成24年度の届出対象外事業者からの排出量の推計値は567トン/年である。</p> <p>また、交換式活性炭吸着装置によるトリクロロエチレンの回収・再利用のシステムは、200箇所程度の工場で利用されているが、再利用量について詳細なデータはない。</p> <p>これら以外では、工業製品の原材料が想定される。</p>
基準強化と措置 命令の関係	<p>地下水の浄化措置命令が発出された例はまだないが、今後そういった事例が出てきた後に地下水の浄化基準を強化した場合、同じ人に再度浄化措置命令を発出できるかという行政の信義則上の問題が発生するおそれがある。</p> <p>土壌の汚染についても同様のことが言える。</p>	基準強化後に同じ相手に措置を命ずることができるのか、省内で更に検討したい。
地下浸透基準と 土壌環境基準と の整合性	<p>今のままでいくと、土壌の環境基準よりも地下浸透基準が厳しくなる。土壌と地下水は表裏一体のもので、規制も一体的なものになるよう検討するべき。</p>	今後、地下浸透基準値の設定方法の妥当性の検証にあたり、土壌の環境基準との関係も考慮して検証していく。